

まず、令和4年度からの土木研究所における電子入札システムの導入についてご説明します。

電子入札システムの導入について

令和4年3月

国立研究開発法人土木研究所総務部会計課

1 電子入札システム導入について

土木研究所においては、令和4年度より「電子入札システム」による入札を開始することとなりました。当所の電子入札システムは国の機関と同様、電子入札コアシステムを利用した電子入札システムとなっております。

すでに他機関で電子入札システムに参加したことがあり、電子入札コアシステム対応認証局のICカードを所有されている会社は、当所の利用者登録を行うことにより入札参加が可能です。

なお、電子入札システム導入後も紙入札による入札参加は可能です。紙入札による入札参加を希望される場合は、別途「紙入札方式参加承諾願」の提出が必要となります。

土木研究所における電子入札システムについては、国の機関と同様、電子入札コアシステムを利用した電子入札システムとなっております。

したがって、国土技術政策総合研究所や地方整備局等の電子入札システムに参加したことがあり、すでにICカードをお持ちの方は、改めて機器購入を行う必要はなく、利用者登録のみで入札に参加することができます。

2 電子入札システム導入のメリットについて

電子入札システム導入のメリットとしては、入札手続きをシステム上で行うことにより公平性、透明性を確保できること、遠方からの応札が可能となり、応札者の入札参加機会の拡大や移動時間・経費の負担減に資すること、手続きをシステム上で行うことにより受発注者双方の入札事務の効率化につながること、コロナウィルス感染予防として3密を避けることができ、対面の見直しにつながることなどが挙げられます。

電子入札システム導入のメリット

- ①入札手続きにおける公平性、透明性の確保
- ②入札参加機会の拡大
- ③応札者の移動時間・経費負担の軽減
- ④受発注者双方の入札事務の効率化
- ⑤今般のコロナウィルス感染予防（対面の見直し）

電子入札システム導入のメリットとしては、左記のとおり、5つの観点があります。

3 電子入札システム対象案件について

電子入札の対象範囲は「予定価格100万円以上の工事・業務及び物品・役務の一般競争入札、随意契約」となっております。

電子入札システム対象案件であっても、「紙入札方式参加承諾願」を提出いただくことにより、従来どおり紙入札による入札参加が可能です。

ただし、2のとおり、電子入札システムならではのメリットもありますので、電子入札での参加をご検討願います。

電子入札対象範囲については、「予定価格100万円以上の工事・業務及び物品・役務の一般競争入札、随意契約」の案件を予定しております。

対象案件については、入札公告時に案件名に「〇〇工事(電子入札対象)」と記載しておりますので、ご確認ください。

また、電子入札対象の案件であっても、従来どおり紙入札での入札参加も可能です。

4 電子入札システム利用の流れ(一般競争入札の例)

電子入札利用の流れについては、図のとおりです。

